

県北交通圏タクシー準特定地域協議会の開催について（書面開催）

標記について、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）に基づく茨城県県北交通圏タクシー準特定地域協議会を下記のとおり書面開催することとなりましたので、協議会設置要綱第5条第14項及び第5条第16項の規定に基づき公表します。

なお、新たに協議会の構成員として参画されたい方は、3月15日（水）までに下記の間い合わせ先へお申し出ください。

記

1. 協議開始日 令和5年3月20日（月）
2. 協議方法 書面協議
3. 予定している議題 (1) 公定幅運賃変更要請に基づく運賃の範囲の変更について

本件に関する
問い合わせ先

県北交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人 茨城県ハイヤー・タクシー協会
担当：服部
電話：029-297-7131